

首都圏での情報発信及び都市間交流、関係人口創出推進業務委託 プロポーザル仕様書

1 委託業務の名称

首都圏での情報発信及び都市間交流、関係人口創出推進業務委託

2 委託業務の目的

本委託業務は、首都圏において萩・石見空港利用拡大促進協議会幹事市町(益田市・浜田市・萩市・津和野町・吉賀町・阿武町 以下幹事市町)の情報発信等を行うとともに、羽田発着枠政策コンテストの提案事項のひとつである、都市間交流、関係人口創出について首都圏での推進体制を構築し、充実させることで萩・石見空港-東京線の利用拡大につなげることを目的とする。

3 委託業務期間

業務委託の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。
但し、発注者は必要に応じて期間の延長を受託者へ協議することができる。

4 委託内容

萩・石見空港-東京路線の利用拡大に向け津和野町東京事務所と連携を図りながら企画提案した業務を行うこと。

①幹事市町の情報発信業務

②都市間交流及び関係人口創出業務

※別紙の各幹事市町の取組を参照。

また、関係人口の定義については総務省の定義に準ずる

【総務省 HP】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kankeijinkou.html

③上記以外で萩・石見空港の利用拡大に資する事項を独自で企画提案を行う業務。

5 対象経費

(1) 委託契約の対象経費は次のものとする。

- ・本事業の実施に必要と認められる経費（人件費、役務費、需用費（食糧費を除く）、賃借料）
 - ・本事業の実施に必要と認められる首都圏域内の移動に係る経費（旅費）
 - ・本事業の実施に必要と認められる首都圏から萩・石見空港圏域への移動及び滞在に係る経費（旅費、年間6～12回程度を想定）
- 但し、萩・石見空港利用拡大促進協議会が招聘した場合の旅費については対象経費外として、萩・石見空港利用拡大促進協議会が支払う。

(注1) 都市間交流事業実施の経費は、交流実施団体が負担し、本委託業務の経費には含まない。

(注2) 情報発信に必要な広告費等については、協議の上必要と判断された場合にのみ、予算の範囲内において萩・石見空港利用拡大促進協議会が支払う。

6 実績報告

毎月報告することとする。

7 委託料の支払い

受託者は、業務完了後、検査に合格したときは、委託料の支払を請求するものとする。ただし、業務委託を行うために必要であると委託者が認めたときは、受託者は契約金額の1/2の金額まで概算払いを請求することができる。委託者は、請求があった日から30日以内に委託料を支払うものとする。

但し、受託者が個人事業主の場合は、委託料の支払いに関して別途協議して決定するものとする。

8 秘密の保持等

受託者は、個人情報保護条例を含む関係法令を遵守し、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この業務は履行期間の終了または契約を解除した後にも存続するものとする。

9 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託する場合は、請負金額の6割を限度とし、再委託先及び委託内容を企画提案書の段階で提案しなければならない。

10 著作権その他知的財産権

本事業により新たに制作した制作物について

- ①受託者は、制作、納品した制作物については、萩・石見空港利用拡大促進協議会が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- ②受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。
- ③受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- ④受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の物の著作物（以下「原著作物」という）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを取った上で本業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすることとする。

- ⑤当該制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原作者等と委託者等の間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- ⑥委託者から提供する既存の情報については、著作権は委託者に帰属するものとする。

11 その他の留意事項等

- ①萩・石見空港利用拡大促進協議会から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- ②業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。

12 その他

- ①仕様の詳細については、本業務の受託者として決定したのち、発注者との協議の上、確定するものとする。ただし、提案内容がすべて盛り込まれるものではない。
- ②この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。